

依 頼 書

破産管財人 弁護士 中澤和美 宛

破産者 \_\_\_\_\_ (破産者名をご記載ください)  
の破産事件について、私（当社）は破産手続開始決定書の発送を受けた破産者の  
債権者ですので、事件が終了した場合にはその旨が分かる書類（破産手続廃止  
（終結）決定書）の写しの送付を依頼します。

令和 年 月 日

債 権 者 〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(ご担当者： )  
(連絡先電話番号： )

(送付先の住所が異なる場合には、下記にご記載ください)

送付先住所 〒 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

宛 先 \_\_\_\_\_

※ 本書とともに切手貼付の返信用封筒の同封をお願いいたします。

(ご注意事項)

- 1 継続中の破産事件につきましては、事件終了後にご送付いたしますので、ご送付いただいてから事件終了後までに長らくお時間を頂戴する場合がございます。
- 2 すでに終結した破産事件につきましては、破産管財人より破産手続開始決定通知の発送を行った債権者の方でなければ当職から書類を交付することはできません。  
破産管財人より通知がされていない債権者の方は、申立代理人にお問合せください。  
また、債権者であるか否かは事件ごとに判断しますので、関連事件に関する書類はご送付できません(例えば法人の債権者であって代表者個人の債権者でない方には、代表者個人の破産手続の終了に関する書類はご送付できません)。
- 3 債権者の方のご住所は、破産手続開始決定通知発送時の宛先をご記載ください。  
住所移転をされた方やご担当者ご在籍の支店・事業所への発送をご希望の方は、債権者のご住所に本店または従前のご住所をご記載いただいた上で、新たな住所を送付先住所にご記載ください。
- 4 宛先は債権者ご本人名義に限ります。第三者宛ての送付をご希望の場合、任意の書式の委任状を同封くださいますようお願いいたします。
- 5 依頼書とともに切手貼付の返信用封筒の同封いただき、郵送にて提出をお願いいたします。

(依頼書及び返信用封筒のご送付先)

※ 印刷の上、下線部に破産者名をご記入いただき、切り取ってご利用ください。

〒330-0062

さいたま市浦和区仲町2-16-4 第3アルクビル3階 浦和はやと法律事務所

破産管財人 弁護士 中澤和美行

(破産者\_\_\_\_\_ 終了書類送付担当)